

岩手県告示第223号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づく通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除する。

平成22年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	456号	一関市千厩町千厩字構井田66番3地先から字町82番1地先まで

2 指定を解除する期日 平成22年4月1日